

テールゲートリフター特別教育 開催ご案内

労働安全衛生規則の改正により、令和6年2月1日から「テールゲートリフター（貨物自動車（不整地運搬車等を除く）の荷台の後部に設置され動力により駆動されるリフト。）の操作の業務（貨物自動車に荷を積む作業又は荷を卸す作業を伴うものに限る。）」に労働者をつかせるときは、特別教育を行わなければなりません。

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員（予定）

開始10分前までに受付をしてください。

日時 令和6年7月23日（火）8:25～16:10

会場 室蘭建設会館（室蘭市入江町1番74）

定員 60名

2. 講習科目

- | | |
|-------------------------|--------|
| ① テールゲートリフターに関する知識 | 1時間30分 |
| ② テールゲートリフターによる作業に関する知識 | 2時間 |
| ③ 関係法令 | 0時間30分 |
| ④ 実技（テールゲートリフターの操作方法） | 2時間 |
| ⑤ 講習時間合計 | 6時間 |

3. 時間割（予定）

時間	8:25～ 8:30	8:30～ 10:00	10:10～ 11:50	11:50 ～ 12:40	12:40～ 13:10	13:10～ 13:40	13:50～ 16:00	16:00～ 16:10
項目	オリエンテーション	①テールゲート知識	②テールゲート作業（休憩10分）	昼食休憩	②テールゲート作業	③関係法令	④実技（休憩10分）	修了確認

4. 受講料

受講料（教材費込み）15,400円（消費税込み）

5. 受講資格

満18歳以上の者

6. 講習科目の受講一部免除

受講科目の免除はありません。

7. 修了証

所定の科目・時間を全て受講された方へ「テールゲートリフター特別教育修了証」を交付します。

「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「住所（又は修了証等の送付先）」へ「特定記録」で郵送します。当支部で他の特別教育を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(氏名、生年月日、住所が記載されたいずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更した場合は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦3.0cm×横2.5cm)
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は糊付けしないで提出してください。(色付きサン
グラス、スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷したもの等は不可。)
- ④ 「受講料」
- ⑤ 「修了証郵送料(244円分の切手)(現金での納付はできません)

9. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部室蘭分会(略称:建災防室蘭分会)

〒051-0023 室蘭市入江町1番74 室蘭建設会館2階 TEL:0143-25-1255

受付開始日 6月27日(木)～

10. 申込み方法

「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを室蘭分会事務局へ持参してください。
受付け終了後「受講券・領収書」をお渡しします。予約は行っておらず、申込順の受付けと
なります。

※受付開始日前の申込受付は行っていません。

※受付時間は土日祝日以外の9:00～16:30です。

※電話、ファックス、メール等での受付けは行っていません。

11. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りですが、定員に達した時点で受付けを終了しますのでご了承ください。
なお、申込み人数が15名以下の場合は開催いたしませんのでご了承願います。
- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。
- ③ 証明写真(カラー、縦3.0cm×横2.5cm、裏面に氏名記入)1枚を添付してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

12. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了証は交付されません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 所定の科目と時間を受講した方に修了証を交付します。途中退席した場合は修了と認められませんので、講義中に座席を離れないようにしてください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。
昼食休憩時間は50分間予定です。外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。

また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。

- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 筆記用具を持参してください。講義中は講義に使用するもの（テキスト、ノート、筆記用具等）以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル・缶飲料・水筒等を机の上に置いて、水分補給を行うことができます。
- ⑧ 受動喫煙防止のため、建設会館及び敷地内は禁煙となっております。
- ⑩ 実技講習ではヘルメットを着用し、作業しやすい服装で受講してください。また、手袋(軍手等)と安全靴の着用が望ましく、天候状況に合わせて防寒着や雨具等も用意してください。

13. 旧姓又は通称の併記について

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※欄は記入しないで下さい。

※受付 第

号

カラー写真1枚
縦3.0×横2.5
この欄には糊付け
せず、写真裏面に
氏名を記入して
提出して下さい

テールゲートリフター特別教育受講申込書

ふりがな			性別	生	年	月	日	
氏名			男	昭和		年	月	日
			女	平成		(満)		歳)
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(○印)	有 無	併記を希望する氏名又は通称					
住所	〒 - 日中連絡の取れる電話(携帯等) () -							
所属事業場	住所	〒 -						
	事業場名							
	連絡担当者	所属部署 職氏名	電話 () -					
修了証等の送付先	修了証等を送付する場合は、申込者住所へ郵送します。他住所への郵送を希望する場合は、郵送先を記入してください。	〒 - 電話 () -						
			受講日	第2回 7月23日				

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者
(受講者氏名)

- (注) 1 この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
2 カラー写真(縦3.0cm・横2.5cm、裏面に氏名記入)1枚を添付してください
3 申込書に記入いただいた個人情報は、講習のために使用するものであり、目的以外に使用することはありません。

【受講申込書提出先】 〒051-0023 室蘭市入江町1番74室蘭建設会館2階 (Tel0143-25-1255)

建設業労働災害防止協会北海道支部室蘭分会(略称:建災防北海道支部室蘭分会)

【※事務局記入欄】

修了証番号		号
修了証 交付年月日	令和	年 月 日